

証券コード:3166

11 京時株主総会 招集ご通知

日 時 2	2021年6月24日(木曜日)	■目次	
4	干前10時	第11期定時株主総会招集ご通知	1
場所 福	圖岡市博多区住吉一丁目2番82号	[添付書類]	
	ブランド ハイアット 福岡	事業報告	5
3	3階 ザ・グランド・ボールルーム	連結計算書類	26
決議事項	İ	計算書類	35
第1号議	案 定款一部変更の件	監査報告書	42
第2号議		株主総会参考書類	47
第3号議	案 監査等委員である取締役3名選任の件		
第4号議	案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件		
第5号議	案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する		
	業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件		

- ・お土産の配布および株主懇談会はとりやめさせていただいております。
- 今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況等により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト(https://www.ochiholdings.co.jp)に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

証券コード3166 2021年6月4日

株主各位

福岡市中央区那の津三丁目12番20号



代表取締役社長 越智 通 広社長執行役員 越智 通広

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月23日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

===

- 1. 日 時 2021年6月24日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目 2 番82号 グランド ハイアット 福岡 3 階 ザ・グランド・ボールルーム
- 3. 会議の目的事項
 - **報告事項** 1. 第11期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算 書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の 件
 - 2. 第11期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件

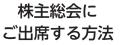
以上

<株主様へのお願いとご案内>

- ・株主総会ご出席の方へのお土産の配布および株主懇談会はとりやめさせていただいております。
- ・ご来場の株主様には、検温へのご協力、アルコール消毒液の使用およびマスクの着用をお願い 申しあげます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場を お控えいただく場合がございます。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行なうことで、短時間で行なう予定でおりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がご ざいます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ochiholdings.co.jp)より 発信情報をご確認くださいますようお願い申しあげます。
 - ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し あげます。
- ○当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。
- ○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.ochiholdings.co.jp)に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。





当日ご出席の際は、お手数なが ら同封の議決権行使書用紙を会 場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2021年6月24日(木曜日) 午前10時

書面(郵送)で 議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に議案 の賛否をご表示いただき、ご返 送ください。

行使期限

2021年6月23日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで 議決権を行使する方法



次ページの案内に従って、議案 の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として お取扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使と してお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

「議決権行使コード」および「パスワード」を入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを 読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って 議案の賛否をご入力くだ さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に 限り可能です。

ー度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイトhttps://www.web54.netへ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンや スマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、 右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

50120-652-031 受付時間 午前9時~午後9時

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

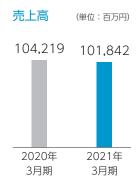
当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による二度にわたる緊急事態宣言で、経済活動は停滞し、厳しい状況で推移しました。一度目の緊急事態宣言の解除後には国内の経済活動も再開し、景気持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルスの感染拡大は予断を許さない状況が続いており、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

住宅関連業界におきましては、感染拡大に伴う活動自粛の影響により雇用・所得環境や消費者マインドが悪化し、当連結会計年度における新設住宅着工戸数は、前期比8.1%減の81万2千戸となりました。また、当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、前期比8.6%減となりました。

このような状況の中で、当社グループは、耐震、ゼロエネルギー住宅等の高機能商材の普及促進、リフォーム・リノベーション需要の掘り起こし、非住宅市場の開拓等、成長分野での販売強化を図ってまいりました。また、経営環境の悪化が見込まれる中で、売上総利益率の向上、販売費及び一般管理費の圧縮に注力してまいりました。

2020年7月には、マンションやオフィスビル等の内装工事を行なう㈱アイエムテック(広島市)を、また、公共事業の土木工事を行なう長豊建設㈱(長野県飯田市)をそれぞれ新たに子会社化し、建材事業・加工事業以外の非住建分野の事業ポートフォリオの拡大を図ることにより、住宅需要の変化に影響を受けにくい企業体質の確立に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、101,842百万円(前期比2.3%減)となりました。利益面につきましては、営業利益は1,943百万円(前期比4.6%減)、経常利益は2,198百万円(前期比2.9%減)となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として固定資産売却益590百万円を計上したことなどにより、1,793百万円(前期比25.7%増)となりました。







(単位: 百万円)

経常利益



親会社株主に帰属する

■ セグメント別の業績

セグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、エンジニアリング事業部を新設したことにより、㈱アイエムテック、長豊建設㈱および「その他」セグメントに区分していたDS TOKAI㈱を「エンジニアリング事業」として新たな報告セグメントとしております。また、当連結会計年度の比較・分析は変更後の区分に基づいております。

「エンジニアリング事業」は、商業施設等の建設、公共事業の土木工事、マンションやオフィスビルの内装工事等の建設・工事を行なう事業であります。なお、エンジニアリング事業を構成するグループ会社が行なう高齢者専用賃貸住宅等のサービスを提供する介護事業を含みます。

建材事業

売上高 **67,986**百万円 (前期比 △2.6% 🛂) **営業利益 1,376**百万円 (前期比 4.2% 🗷)

新型コロナウイルスの感染拡大により、建材・住設機器の展示会「アイラブホームフェア」の開催を中止としましたが、これに替わるイベントとして、商品説明のライブ配信とウェブ商談を組み合わせた「LIVE商談会」を2021年1月に開催いたしました。また、会員制サイトやウェブ会議システム等のインターネットを利用した販売促進等に注力してまいりました。

第3四半期連結会計期間以降は、快適な水回りや空気環境等の実現のためのリフォーム需要が拡大したことに加えて、新築受注が好調なビルダーもありましたが、新設住宅着工戸数の減少の影響は大きく、当事業の売上高は67,986百万円(前期比2.6%減)となりました。営業利益につきましては、売上総利益率の向上や販売費及び一般管理費の圧縮に努めた結果、1,376百万円(前期比4.2%増)となりました。

環境アメニティ事業

売上高 **15,045**百万円 (前期比 3.5% **□**) **営業利益 224**百万円 (前期比 △1.7% **□**)

北海道、東北および関東地区を中心に営業活動を行なっている環境アメニティ事業において、前期に小中学 校への空調設備の設置が好調であった反動により、空調機器の販売・設置工事の売上が減少しました。一方、 ホームセンター、ドラッグストア等への販売においては、政府による外出自粛要請を受けて巣ごもり需要が高 まり、家庭用品の販売が伸長しました。また、衛生用品等の日用品や季節家電の販売も好調に推移いたしまし た。

この結果、当事業の売上高は15.045百万円(前期比3.5%増)となりました。営業利益につきましては、空調 機器の販売・設置工事の売上が減少したことが影響し、224百万円(前期比1.7%減)となりました。

加工事業

売上高 13.455 百万円 (前期比 △13.0% ☑) 営業利益 704 百万円 (前期比 △15.6% ☑)

主力の戸建住宅に加えて、介護施設や保育所等の非住宅物件の受注を強化してまいりましたが、新設住宅着 エ戸数の減少の影響が大きく、当事業の売上高は13.455百万円(前期比13.0%減)、営業利益は704百万円(前 期比15.6%減)となりました。

エンジニアリング事業

売上高 **2.829**百万円 (前期比 121.7% **2**) 営業利益 **127**百万円 (前期比 23.8% **2**)

2020年7月に㈱アイエムテックおよび長豊建設㈱を新たに子会社化し、中国地区および中部地区において 住宅需要の変化に影響を受けにくい非住建分野の強化を図ってまいりました。また、DS TOKAI㈱の建 設丁事においては、大型物件が前期に比べ増加しました。

この結果、当事業の売上高は、2.829百万円(前期比121.7%増)、営業利益は127百万円(前期比23.8%増) となりました。

その他

売上高 **2.961** 百万円 (前期比 △15.1% ☑) 営業利益

27百万円 (前期比 △61.7% 🛂)

産業資材の販売を行なっている太平商工㈱の事業を報告セグメントに含まれない事業セグメント「その他」 に区分しております。

新型コロナウイルスの感染拡大により自動車関連が大きく落ち込み、当事業の売上高は2.961百万円(前期比 15.1%減)、営業利益は27百万円(前期比61.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は321百万円であり、その主なものは、基幹システムの構築 費81百万円(越智産業㈱)、プレカット加工機の取得費59百万円(西日本フレーミング㈱)であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、主として取引金融機関からの経常的な調達であり、重要な事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年7月9日付けで㈱アイエムテックの株式を、2020年7月16日付けで長豊建設㈱の株式を取得したことにより、各社を連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的に成長し企業価値の向上を図るため、「住生活に関するビジネスを基軸として、生活文化の向上と地球環境の保全に貢献します。」との経営理念のもと、住生活に関するビジネスを充実させるとともに、新しい分野へ事業ポートフォリオを拡大することで、「安心・安全で持続可能な社会インフラを創造する〇CHIグループ」を目指しております。

事業環境といたしましては、わが国経済は、全体としては持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルスの感染拡大は予断を許さない状況が続いており、景気の先行きは不透明な状況となっております。また、住宅関連業界におきましては、在宅時間の増加に伴うリフォーム・リノベーション需要の拡大や戸建住宅への選好の高まりが見られますが、一方で世界的な木材の供給不足とそれに伴う価格高騰が続くことも予想されます。当社グループの主なターゲットである持家・分譲戸建住宅の着工戸数につきましては、若干の減少を見込んでおります。

当社グループといたしましては、社内外を問わず新型コロナウイルスの感染拡大防止を図り、会員制サイトやウェブ会議システム等のインターネットを利用した販売促進等に注力してまいります。

2022年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画においては、次の4項目を基本方針とし、同方針に基づく各種施策を推進することにより、持続的な成長および企業価値の向上を図ってまいります。

- ・高収益体質の確立
- ・M&Aによる事業ポートフォリオの拡大
- ・コーポレートガバナンスおよび内部管理の強化
- ・次世代を背負う人材の育成

<高収益体質の確立>

建材事業および加工事業(以下、住建分野と総称します。)におきましては、営業地域ごとに両事業の連携を一層緊密なものとし、建材、住宅設備機器から構造材までの総合的な販売、非住宅市場の開拓、工事や施工付き販売等を推進してまいります。また、耐震、ゼロエネルギー住宅等の高機能商材の普及促進、リフォーム・リノベーション需要の取り込みに努めてまいります。

環境アメニティ事業、エンジニアリング事業およびその他事業(以下、非住建分野と総称します。)におきましては、既存の主力販売先との取引拡大に加えて、新規の販売先や商材の開拓、グループ会社相互の連携強化を行なってまいります。

引き続き、グループ会社および営業拠点の再編による管理部門の集約、ならびに、物流費をはじめとした販売費及び一般管理費の増加抑制により、高収益体質を確立してまいります。

<M&Aによる事業ポートフォリオの拡大>

これまで多くのM&Aを成功させてきた実績を踏まえて、M&Aにより事業ポートフォリオを拡大していく方針です。地域シェア向上に資する住建分野のM&Aを行なう一方で、住宅需要の変化に影響を受けにくい非住建分野のM&Aに注力してまいります。

<コーポレートガバナンスおよび内部管理の強化>

持株会社の組織・機能の充実・強化等により、コーポレートガバナンスおよび内部管理を強化してまいります。

<次世代を背負う人材の育成>

女性活躍推進を含む多様な人材の登用、働き方改革による労働生産性の向上、次世代経営人材の育成等を推進してまいります。

位 1 1 日日

(6) 財産および損益の状況の推移

			第8期 (2018年3月期)	第9期 (2019年3月期)	第10期 (2020年3月期)	第11期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上		高(百万円)	95,028	104,671	104,219	101,842
経 常	利	益(百万円)	2,065	2,130	2,264	2,198
親会社株主に帰属す	する当期純和	艗(百万円)	1,361	1,384	1,426	1,793
1株当たり	リ当期	純利益金額	102円17銭	104円94銭	109円59銭	137円71銭
総資	産	額(百万円)	47,367	53,555	52,666	56,905
純 資	産	額(百万円)	13,777	14,409	15,385	17,147
1 株 当 #	こり糸	純 資 産 額	1,039円83銭	1,104円16銭	1,178円89銭	1,314円08銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
 - 2. 当社は、株式給付信託(BBT)を導入しております。株主資本において自己株式として計上されている信託が所有する当 社株式は、1株当たり当期純利益金額および1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数および期末発行済株式数の計算 において控除する自己株式に含めております。
 - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日) 等を第9期の期首から適用しており、第8期の総資産額については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会	社	7	名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
				千円	%	
越智	産	業	(株)	100,000	100	建材事業
(株) ホ	- Д	\Box	ア	14,000	100 (100)	建材事業
(株) ト	_	ソ	_	80,000	100 (100)	建材事業
丸 共	建	材	(株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ソ	_	ケ	ン	10,000	100 (100)	建材事業
坂 口	建	材	(株)	10,000	100 (100)	建材事業
(株) 丸			滝	60,000	100 (100)	建材事業
(株) タ	ケ	Ŧ	7	10,000	100 (100)	建材事業
(株) ウ エ	ストハ	ヽウ ザ	, —	30,000	50 (50)	建材事業
(株) 松			井	30,000	100	環境アメニティ事業
太陽	産	業	(株)	50,000	100	環境アメニティ事業
西日本	フレー	ミンク	"(株)	50,000	100	加工事業
∃ ド	プ	レ	(株)	45,000	100	加工事業
㈱西日本フ	プレカッ	トセンタ	7 —	10,000	100 (100)	加工事業
愛媛プ	レカ	ット	(株)	10,000	100	加工事業

会	社	名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
			千円	%	
D S	T O K	A I (株)	80,000	100	エンジニアリング事業
(株) ア イ	· テム :	テック	20,000	100	エンジニアリング事業
長 豊	建	設 (株)	21,000	100	エンジニアリング事業
(株) クリ	ーン・	イイダ	7,750	100 (100)	エンジニアリング事業
(有)	C K	K	3,000	100 (100)	エンジニアリング事業
太平	商	工 (株)	50,000	100	その他 (産業資材の販売)

- (注) 1. ㈱ウエストハウザーの持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
 - 2. 当社の議決権比率の()内は内書きで、間接所有比率であります。
 - 3. 当社は、2020年7月9日付けで㈱アイエムテックの株式を、2020年7月16日付けで長豊建設㈱の株式を取得したことにより、各社を連結子会社といたしました。

上記に掲げた重要な子会社21社は全て連結子会社であります。

なお、当連結会計年度の業績につきましては、前記「1.企業集団の現況に関する事項 (1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会		社		名	住	所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
越	智	産	業	(株)	福岡市中央区 那の津三丁目	<u>:</u>]12番20号	3,332百万円	14,219百万円

(8) 主要な事業内容

事業区分	主要製品等
建材事業	各種合板、内装材、断熱材、床材、玄関ドア、浴室機器、衛生機器、太陽光パネル等
環境アメニティ事業	家庭用品、暖房器具、冷凍冷蔵機器、空調機器、厨房機器等
加工事業	木造軸組工法プレカット、2×4(ツーバイフォー)工法プレカット等
エンジニアリング事業	商業施設建設、土木工事、内装工事、高齢者向け介護関連サービス
その他	産業資材の販売等

(9) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

 名
 称
 所
 在
 地

 本
 社
 福岡市中央区那の津三丁目12番20号

② 子会社の主要な事業所

名称			戸	f 在	対	t	
越智産業	(株)	福		岡			市
(株) ホーム コ	ア	北		九	州		市
(株) ト ー ソ	_	熊	本	県 上	益	城	郡
丸 共 建 材	(株)	島	根	県	益	\blacksquare	市
(株) ソーニケ	ン	鹿	児	島県	鹿 児	島	市
坂 □ 建 材	(株)	佐	賀	県	佐	賀	市
㈱ 丸	滝	長	野	県 駒	ケ	根	市
(株) タケモ	7	大	分	県	竹	\blacksquare	市
㈱ ウ エ ス ト ハ ウ ザ	_	広		島			市
(株) 松	井	札		幌			市
太陽産業	(株)	仙		台			市
西日本フレーミング	(株)	福	畄	県	飯	塚	市
ヨ ド プ レ	(株)	兵	庫	県	加	西	市
㈱西日本プレカットセンタ	_	広	島	県	尾	道	市
愛 媛 プ レ カ ッ ト	(株)	愛	媛	県	松	Ш	市
D S T O K A I	(株)	岐	阜	県	可	児	市
㈱ ア イ エ ム テ ッ	7	広		島			市
長 豊 建 設	(株)	長	野	県	飯	\blacksquare	市
㈱ ク リ ー ン イ イ	ダ	長	野	県	飯	\blacksquare	市
何 C K	K	長	野	県	飯	\blacksquare	市
太 平 商 工	(株)	東	京	都 千	代	\blacksquare	\boxtimes

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員

従 業 員 数

前期末比增減

1,295 ^名

増 35 名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者(1名)を除く就業人員であります。

② 当社の従業員

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17 名	増 1 名	54.6 歳	10.3 年

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含めておりません。
 - 2. 平均勤続年数の算定にあたっては、越智産業㈱における勤続年数を通算しております。

(11) 主要な借入先および借入額

① 企業集団の主要な借入先および借入額

		借		入		先					借	入	残	,	高	
																百万円
(株)	Ċ	み	ず		ほ	釒	₹	行								847
(株)		福		团		銀		行								824
(株)		伊		予		銀		行								612
(株)		肥		後		銀		行								602
(株)	西	\Box	本	シ	テ	1	銀	行								599

② 当社の主要な借入先および借入額

			借		入		先					借	入	5	戋	高	
																	百万円
	越		智		産		業		(株)								1,500
	(株)		木	公					井								792
	(株)		福		岡		銀		行								495
	(株)		肥		後		銀		行								470
	(株)	西	\Box	本	シ	テ	1	銀	行								470
(>>)	+++-	ㅁ 귝노 꾹무 /4	#\ _	~ V/(1H) +/	1414	`=/+	マヘギ		1++								

(注) 越智産業㈱および㈱松井は、連結子会社であります。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 36,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 13,137,022株 (自己株式473,948株を除く)

(3) 単元株式数 100株

(4) 株 主 数 9,532名

(5) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 持	株 比 率
	千株	%
越 智 八 千	代 2,367	18.0
越 智 通	厶 1,371	10.4
オチワークサービス(株) 1,105	8.4
S M B 建 材 (株) 491	3.7
伊 藤 忠 建 材 (株) 423	3.2
住 友 林 業 (株) 414	3.2
吉 野 石 膏 (㈱ 300	2.3
〇CHIホールディングス社員持株:	会 250	1.9
㈱ 福 岡 銀 :	行 216	1.6
永 大 産 業	㈱ 211	1.6

⁽注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式116,100株は含まれておりません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2021年3月31日現在)

地	位	Ī	1	王	名	1	担当	重要な兼職の状況
代表取	双締役社	長	越	智	通	広	社長執行役員	越智産業㈱ 代表取締役社長
取	締	役	越	智	通	信	執行役員木材・建材部長	
取	締	役	萩	尾	_	寿	執行役員リスクマネジメント部長	
取	締	役	酒	匂	利	夫	執行役員人事部長	
取	締	役	土	生	清	文	執行役員経営企画部長	
取	締	役	江	藤		洋		江藤中小企業診断士事務所 所長
取	締	役	Ш	本	智	子		
取締役常	勤監査等	委員	松	本	英	治		
取締役常	勤監査等	委員	藤	田信	_	郎		
取締役	監査等委	員	久	留	和	夫		久留公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 渡部日出雄氏は、2020年6月24日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
 - 2. 奥野正寛氏は、2021年3月9日に逝去し、同日付けで取締役を退任いたしました。
 - 3. 取締役江藤洋、山本智子、松本英治および久留和夫の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 4. 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門との緊密な意思疎通や情報交換により、監査の実効性を確保するため、監査等委員である取締役松本英治および藤田信一郎の両氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
 - 5. 監査等委員である取締役久留和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 取締役江藤洋、山本智子、松本英治および久留和夫の各氏は、㈱東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - a 決定方針の決定方法

取締役会の諮問を受けた報酬諮問委員会が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)の原案を審議し、その審議結果を尊重して2021年2月24日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

b 決定方針の内容の概要

決定方針の内容の概要につきましては、以下のとおりであります。

イ 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、基本報酬である固定報酬と、業績連動報酬である業績連動型株式報酬制度 「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」により構成することとします。その支給割合の決定の方針は、代表取締役社長については1:0.15を、その他の業務執行取締役については1:0.30をそれぞれ目安とすることとします。なお、監査等委員である取締役および社外取締役については、職務の性質を踏まえ固定報酬のみとします。

- ロ 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬(金銭報酬)とし、世間水準、経営内容、従業員給与等 とのバランスを考慮して決定するものとします。また、その決定方法については、次のとおりとしま す。
 - ・報酬諮問委員会が、上記の方針に基づき、取締役の報酬総額に関する株主総会議案、個人別の報酬等の額、その他の取締役の報酬に関する事項について審議し、取締役会に提言します。なお、監査等委員である取締役に関する事項については、監査等委員会に提言します。
 - ・取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で決定した報酬総額の範囲内において、取締役会が報酬諮問委員会の審議結果を尊重して決定します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、報酬諮問委員会の審議結果を参考にして監査等委員である取締役の協議により決定します。

ハ 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」とします。本制度は、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員を対象とし、当該役員の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、当該役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とします。

業績連動報酬に係る指標については、明確で客観的な指標である、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益としており、これらの目標指標の達成状況に応じて役位別に算出されたポイントを付与し、当該役員の退任時に、付与したポイント数に応じた数の当社株式を給付します。

- (注) 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結営業利益2,185百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,478百万円で、実績は、連結営業利益1,943百万円で未達成、親会社株主に帰属する当期純利益1,793百万円で達成であります。
- c 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行なっているため、取締役会も基本的にその審議結果を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会において、年額150百万円以内(うち社外取締役分は15百万円以内)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。第9期定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、取締役が9名(うち、社外取締役は3名)であります。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、第9期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。第9期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

金銭報酬とは別枠で、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度 「株式給付信託(BBT)」の導入を決議しております。また、第9期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対して、連続する5事業年度で90百万円を上限とする金銭を原資として、信託を通じて当社株式を取得し、取締役会が定める役員株式給付規則に基づき、退任時に当社株式を給付することを決議しております。第9期定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は6名であります。

③ 取締役の報酬等の総額等

40. B. E. A.	報酬等の総額 _	報酬等の種類別	」の総額(百万円)	対象となる
役 員 区 分 	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く)	59	52	7	9
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(3)
取締役 (監査等委員)	21	21		3
(うち社外取締役)	(12)	(12)	_	(2)

⁽注) 業績連動報酬等は、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式および当社株式を退任時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係(2021年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼職の状況	関 係
社外取締役	江 藤 洋	江藤中小企業診断士事務所 所長	_
社外取締役監査等委員	久 留 和 夫	久留公認会計士事務所 所長	_

② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係 該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

X	分		氏	名		主 な 活 動 状 況
取	帝 役	奥	野	正	寛	当事業年度において、2021年3月9日に退任するまでに開催された取締役会14回全てに出席し、住宅関連業界での豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めておりました。
取解	帝 役	江	藤		洋	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、中小企業診断士として、コンサルティング業務での豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取解	帝 役	Ш	本	智	子	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。なお、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。
取解監查等		松	本	英	治	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また当事業年度 開催の監査等委員会15回全てに出席し、金融および会社経営で の豊富な経験・見地から、適宜発言を行なっております。
取解監查等		久	留	和	夫	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また当事業年度開催の監査等委員会15回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。なお、2021年3月12日から、指名諮問委員会、報酬諮問委員会およびガバナンス委員会の委員を務めております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係 部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度にお ける職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1 項の同意を行なっております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、「監査等委員会の職務の執行のため必要な事項」および「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」(以下、内部統制システムと総称する。)を整備することを目的として、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しております。

内部統制システム構築の基本方針の概要、および、内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム構築の基本方針の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役総数の3分の1以上を独立社外取締役とし、取締役会による業務執行の監督機能を高めます。
 - ・経営理念、企業理念、行動理念、および、倫理基準を制定し、企業倫理の確立を図ります。
 - ・コンプライアンス規則を制定し、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施し、コンプライアンスの 徹底に努めます。
 - ・内部通報制度を導入するとともに、法令・定款等の違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握 し、適切に対応します。
 - ・内部監査室を設置し、内部管理体制の適切性、有効性を検証します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書および電磁的記録その他の重要な情報については、法令および文書管理 規則その他の社内規程に基づき、適切に作成、保存または廃棄します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理の統括およびコンプライアンスの推進のため、リスクマネジメント部を設置します。
 - ・リスクマネジメント基本規則を制定し、潜在的なリスクを未然に防止するとともに、緊急事態が発生した場合には、当該規則に従い迅速かつ適切に対応します。
 - ・組織横断的なリスクマネジメント委員会を設置し、リスクに対する管理状況の把握や未然防止に関する 指導・監督を行ないます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令および取締役会規則等に従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の決定を 社長、その他の業務執行取締役および執行役員に委任します。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社管理規則を制定し、当該規則に基づき、重要な承認事項については子会社から当社へ所定 の承認を求めることとし、また、重要な報告事項については子会社を所管する各事業部から当社の取締 役会等に報告することとします。
 - ・リスクマネジメント基本規則に基づき、リスクマネジメント部およびリスクマネジメント委員会が、当 ・ オグループにおけるリスクを総括的に管理します。
 - ・子会社を所管する各事業部が経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導 を行ないます。
 - ・当社の倫理基準および内部通報制度を子会社に共通して適用します。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ・監査等委員会による監査の実効性を高めるために、補助使用人に対する監査等委員会の指示権を明確に するとともに、当社グループ内からの監査等委員会への報告体制を整備し、さらに必要な監査費用の請 求・支払に応じます。
 - ・監査等委員会に報告を行なった者に対して不利な取扱いを行なわないものとします。
 - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および社長に報告します。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制 の整備および運用を行ないます。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - ・反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力による不当要求等がなされた場合に は、毅然とした態度で組織的に対応します。
 - ・反社会的勢力に対応する際には、必要に応じて、警察等の外部専門機関と緊密に連携します。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・リスクマネジメント部を中心として、法令違反行為の有無の調査、防止策の提案、法令遵守に係る必要 な指導や啓蒙活動を実施しております。
 - ・当社グループの全ての役員および使用人に「OCHIグループ倫理基準」の携帯カードを配付し、倫理 基準の内容に加えて、内部通報窓口として「越智ホットライン」および顧問弁護士の窓口を明記し、周 知徹底を図っております。
 - ・人事部主管の教育体系にコンプライアンス研修を組込み、実施しております。また、重要な子会社の所 長会議などで、担当取締役からコンプライアンスに関する注意喚起を行なっております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会等の重要な会議の議事録、職務権限規則に基づき決裁された稟議書等、各種契約書、その他職務の執行に係る重要文書を、法令および文書管理規則に従い、適切に保管および管理を行なっております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・月1回、リスクマネジメント委員会を開催し、当社グループのリスク管理を徹底し、併せて、コンプライアンスに関する事案の報告と対策を協議しております。なお、議事要旨については、取締役会および経営会議で担当取締役から報告されております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・業務執行の機動性を高めるために、執行役員制度を導入しております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役を兼務することにより、監査・監督機能を強化しております。
 - ・内部監査室が年間計画に従って、当社および重要な子会社に対し内部監査を実施しております。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ・監査等委員である取締役および社外取締役は、会計監査人から監査計画の説明、四半期レビュー報告および監査報告を受け、その際に、必要に応じて、会計監査人と課題・問題点等について情報交換を行なっております。
 - ・内部監査室は、監査等委員会の直属とし、その監査結果を監査等委員会および社長に報告しております。
 - ・監査等委員会は、内部通報の内容および対応状況等について必要な報告を受けております。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、当社および子会社に関連の諸規定を整備させ、また、当社および重要な子会社に対し、金融商品取引法に基づき財務報告に係る内部統制(全社統制、業務処理統制、IT全般統制)の整備、運用および評価を継続的に実施しております。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
 - ・当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、 所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携により反社会的勢力の排除に向けて取り組んでおり ます。
 - ・総務部長を責任者として、反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を実施しております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な株主価値の向上を図る観点から、M&A等の成長戦略および財務の健全性強化のための内部留保の積上げと、株主の皆様への利益還元の拡充とのバランスを考慮した資本政策を行ないます。

なお、当社は、安定的な配当の維持に努めることに加えて、連結業績を加味した配当を行なうことを基本方針とし、連結配当性向については、20%程度を下限とし、30%以上を目指すものとします。

この基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきました。

·	配当金の総 額	1 株 当 た り配 当 額	基準日	効力発生日	配当性向
2020年11月4日取締役会	170百万円	13円00銭	2020年9月30日	2020年12月7日	21.8%
2021年5月26日 取 締 役 会	223百万円	17円00銭	2021年3月31日	2021年6月7日	21.0%

⁽注) 1. 2020年11月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

^{2. 2021}年5月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

⁽注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円) 産 \bigcirc 債 科 科 額 額 37,848 34,887 流 動 資 産 動 負 債 流 現金及び預 10,731 支払手形及び買掛金 12,645 金 受取手形及び売掛金 18,408 子 記 録 14,830 2,154 期 余 3,053 記 録 短 借 品 3,129 一年内償還予定社債 商 100 未成工事支出 余 2,781 ス 務 191 \bigcirc 他 670 未 払 法 税 等 671 引 倒 余 △28 未 払 消費 稅 等 313 与 金 定 19,056 引 548 固 資 固定資産 11,824 2,533 有 形 そ 他 \bigcirc 定 建物及び構築 3,468 債 4,869 固 負 機械装置及び運搬具 664 長 期 借 入 金 2,362 務 土 地 7,409 ス 債 440 IJ ス 資 産 179 延 税 金 台 倩 675 勘 仮 定 33 役員退職慰労引当金 建 設 414 役員株式給付引当金 56 そ \bigcirc 他 69 退職給付に係る負債 無形 定資産 古 1,538 498 他 \bigcirc n h 726 \bigcirc 421 資 IJ ス 産 435 負 債 計 39,757 そ \bigcirc 他 375 純 部 資 産 \mathcal{O} 投資その他の資産 5,694 16,573 株 È 箵 本 投 資 有 価 証 券 1,791 本 400 金 税 金 剰 金 延 資 産 299 資 本 余 997 退職給付に係る資産 239 利 益 剰 余 金 15,755 保 900 己 式 △579 差 入 証 金 自 株 投 箵 不 動 産 2,278 その他の包括利益累計額 536 そ \bigcirc 他 201 その他有価証券評価差額金 545 貸 引 金 倒 △17 退職給付に係る調整累計額 $\triangle 8$ 非支配株主持分 37 資 17,147 純 産 負債及び純資産合計 56,905 箵 合 計 56.905 産

記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年 4 月 1 日から) (2021年 3 月31日まで)

(単位:百万円) 科 金 額 売 上 101,842 高 売 価 88.759 原 総 13,082 上 利 益 販売費及び一 般管理費 11,139 営 利 1,943 益 外 営 業 収 益 受受仕 取 利 息 5 取 金 38 配 引 割 129 入 不 産 貸 入 173 動 賃 収 太受 光 売 雷 82 収 入 取 協 金 6 賛 雑 収 入 182 618 営 外 費 用 支 払 利 息 28 売 引 上 238 不 動 産 貸 用 40 賃 雑 56 損 失 363 経 常 利 益 2,198 別 利 益 特 定 産 売 益 資 刦 590 資 有 証 価 券売 益 6 \mathcal{O} \bigcirc n h 発 牛 124 721 特 別 損 失 産 却 損 1 資 証 損 価 0 資 有 損 損 69 70 税金等調整前当期純利 2,849 住民税及び事業税 人税、 1,174 税 法 調 慗 額 △120 1,054 純 利 1,795

非支配株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益

2

1,793

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から) (2021年 3 月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金目	自己 株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	400	997	14,309	△579	15,127
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	_	_	△346	_	△346
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	1,793	_	1,793
自己株式の取得	_	_	_	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
連結会計年度中の変動額合計	_	_	1,446	△0	1,446
2021年3月31日残高	400	997	15,755	△579	16,573

(単位:百万円)

その他の包括利益累計額

その他有価証券 退職給付に係る その他の包括 非支配株主持分 純 資 産 合 計評 価 差 額 金 調 整 累 計 額 利益累計額合計

2020年4月1日残高	270	△47	223	35	15,385
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	_	△346
親会社株主に帰属する当期純利益	_	_	_	_	1,793
自己株式の取得	_	_	_	_	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	274	39	313	2	315
連結会計年度中の変動額合計	274	39	313	2	1,762
2021年3月31日残高	545	△8	536	37	17,147

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 21社

連結子会社の名称

滝 ヨ ド プ レ ㈱ ㈱ クリーンイイダク ㈱西日本プレカットセンター 侑 C K K 越 智 産 業 (株) (株) 丸. (株) ホームコア (株) タ ケ モ ク ㈱西日本プレカットセンター 愛媛プレカット㈱ 太平商丁㈱ (株) ト ー ソ ー (株)ウエストハウザー 丸 共 建 材 ㈱ (株) 松 井 DS TOKAI(株) 太陽産業 (株) ソーケン (株) (株) アイエムテック

坂 □ 建 材 ㈱ 西日本フレーミング㈱ 長 豊 建 設 ㈱ 当連結会計年度において、当社が㈱アイエムテックおよび長豊建設㈱の株式を取得したため、同2社およ

び長豊建設㈱の子会社2社を新たに連結の範囲に含めております。 2. 持分法の適用に関する事項

関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、㈱タケモクの決算日は12月31日、㈱丸滝、DS TOKAI㈱の決算日は2月28日であります。㈱アイエムテック、長豊建設㈱、㈱クリーンイイダ、셰CKKについては、2月28日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行なっております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有 価 証 券 その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② た な 卸 資 産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっております。

a 商 品……主として移動平均法による原価法

b 未 成 工 事 支 出 金……個別法による原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産……主として定率法

(リース資産を除く)

主な耐用年数

建物及び構築物

3~50年

機械装置及び運搬具

2~20年

② 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
 - a 所有権移転ファイナ……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法 ンスリース取引に

係るリース資産

b 所有権移転外ファイ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

ナンスリース取引

に係るリース資産

④ 投資 不動 産……主として定率法

主な耐用年数 4~50年

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
 - a 一 般 債 権………債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により回収不能見込額を 計上しております。
 - b 貸倒懸念債権および………債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不 破 産 更 生 債 権 等 能見込額を計上しております。
 - ② 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく連結会 計年度末要支給額を計上しております。
 - ④ 役員株式給付引当金……役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、 連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益および費用の計上基準

完成丁事高および完成丁事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理方法
 - a 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

b 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

c 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、その効果のおよぶ期間(5~10年)にわたり均等償却しております。

(追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。また、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会決議に基づき、本制度の対象を取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)および執行役員(以下、「取締役等」という。)としております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社 取締役会が定める役員株式給付規則に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価 で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報 酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とし ます。

取締役等に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い(実務対応報告第30号 2015年3月26日)」に準じて会計処理を行なっております。

(2) 信託に残存する自己株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は119百万円、株式数は116,100株であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

 有形固定資産の減価償却累計額 投資不動産の減価償却累計額 8,153百万円 706百万円 53百万円

2. 受取手形裏書譲渡高

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日においては、連結子会社の決算日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行なわれたものとして処理しております。

 受取手形
 11百万円

 電子記録債権
 0百万円

 電子記録債務
 0百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数 普诵株式

13,610,970株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の 総 額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2020年5月26日取締役会	普通株式	170百万円	13円00銭	2020年3月31日	2020年6月8日
2020年11月4日取締役会	普通株式	170百万円	13円00銭	2020年9月30日	2020年12月7日

- (注) 1. 2020年5月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として 信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
 - 2. 2020年11月4日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として 信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種 類	配当金(/) 総 額	配当金 の原資	「株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2021年5月26日取締役会	普通株式	223百万円	利益剰余金	17円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月7日

(注) 2021年5月26日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)、設備投資資金およびM&A資金(長期)であり、長期借入金の金利変動リスクに対しては金利の固定(主として5年)を実施しております。なお、為替変動リスク等に伴うデリバティブは行なわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	10,731百万円	10,731百万円	_
(2) 受取手形及び売掛金	18,408百万円	18,408百万円	_
(3) 電子記録債権	2,154百万円	2,154百万円	_
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,672百万円	1,672百万円	_
資 産 計	32,967百万円	32,967百万円	_
(1) 支払手形及び買掛金	12,645百万円	12,645百万円	_
(2) 電子記録債務	14,830百万円	14,830百万円	_
(3) 短期借入金	3,053百万円	3,053百万円	△0百万円
(4) 長期借入金	2,362百万円	2,361百万円	△0百万円
負 債 計	32,891百万円	32,890百万円	△0百万円

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券 時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 短期借入金 短期借入金のうち一年内に返済予定の長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新 規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。それ以外 の短期借入金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことか ら、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金 長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利 率で割り引いて算定する方法によっております。
- 2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額119百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フロー を見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券 には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

- 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社および一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸用オフィスビル、賃貸住宅等(土地 を含む。)を所有しております。
- 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額

当連結会計年度末の時価

2,902百万円

3,909百万円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行なったものを含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

1,314円08銭 137円71銭

2. 1株当たり当期純利益金額

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、116,100株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、116,100株であります。

貸借 対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	612	流動負債	3,981
現金及び預金	234	関係会社短期借入金	3,062
前 払 費 用	1	一年内返済予定長期借入金	885
関係会社短期貸付金	130	未 払 金	6
未 収 還 付 法 人 税 等	234	未 払 費 用	2
そ の 他	12	未払法人税等	6
固定資産	13,606	預りの金	4
有形 固定資産	4	賞 与 引 当 金	15
器 具 及 び 備 品	4	固定負債	1,772
無形固定資産	39	長 期 借 入 金	1,670
ソフトウェア	39	役員株式給付引当金	56
投資その他の資産	13,562	退職給付引当金	0
投資有価証券	112	そ の 他	44
関係会社株式	13,353	負 債 合 計	5,754
長期前払費用	0	純 資 産 の	部
繰延税金資産	32	株 主 資 本	8,465
投 資 不 動 産	59	資 本 金	400
そ の 他	4	資 本 剰 余 金	4,311
		その他資本剰余金	4,311
		利益剰余金	4,340
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	4,240
		繰越利益剰余金	4,240
		自己株式	△586
		評価・換算差額等	△1
		その他有価証券評価差額金	△1
		純 資 産 合 計	8,464
資 産 合 計	14,219	負 債 及 び 純 資 産 合 計	14,219

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

<u>損</u> 益 計 算 書 (2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	7	科						金	額
営		業		収		益			
	経	洼	ź	指	導	Ē	料	605	
	受	取	Z	配	714	Á	金	1,241	1,846
営		業		費		用			516
	営		業		利		益		1,330
営		業	外	収	!	益			
	受		取		利		息	0	
	受	取	Z	配	71	á	金	0	
	不	動	産	賃	貸	収	入	4	
	雑			収			入	0	6
営		業	外	費	t	用			
	支		払		利		息	24	
	不	動	産	賃	貸	費	用	2	
	雑			損			失	0	27
	経		常		利		益		1,309
	税	引 i	前	当 期	純	利	益		1,309
	法 .	人 税、	住	民 税 2	及び	事 業	税	24	
	法	人	税	等	調	整	額	△3	20
	当	期	1	純	利	J	益		1,288

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

		ᡮ	年 王	貸	本	
		資 本 乗	新 余 金	利	益 剰 余	金
	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益準 備 金		利益剰余金合計
2020 年 4 月 1 日 残 高	400	4,311	4,311	100	3,293	3,393
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	_	_	_	_	- △341	△341
当 期 純 利 益	_	_	_	_	1,288	1,288
自己株式の取得	_	_	_	_		_
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_	_
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	947	947
2021年3月31日残高	400	4,311	4,311	100	4,240	4,340

(単位:百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			資産
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純合	計
2020 年 4 月 1 日 残 高	△586	7,518	△2	△2		7,516
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	_	△341	_	_		△341
当 期 純 利 益	_	1,288	_	_		1,288
自己株式の取得	△0	△0	_	_		△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	_	_	1	1		1
事業年度中の変動額合計	△0	947	1	1		948
2021年3月31日残高	△586	8,465	△1	△1		8,464

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 有価証券の評価基準および評価方法
- (1) 子 会 社 株 式……移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産……定率法

(リース資産を除く) 主な耐用年数

器具及び備品 2~10年

(2) 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法によっております。

(3) 投 資 不 動 産……定率法

主な耐用年数 30年

- 3. 引当金の計ト基準
- (1) 賞 与 引 当 金………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (2) 役員株式給付引当金……・役員株式給付規則に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。
- 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

詳細は「連結計算書類 連結注記表 (追加情報)」に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額
 投資不動産の減価償却累計額
 8百万円
 19百万円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権 133百万円 短期金銭債務 3,064百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引による取引高

 営業収益
 1,846百万円

 営業費用
 2百万円

 営業取引以外の取引高
 13百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式. 590.048株

(注) 当事業年度末の自己株式は、株式給付信託 (BBT) の信託財産として信託が所有する当社株式116,100株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	4百万円
減価償却超過額	12百万円
役員株式給付引当金	1 <i>7</i> 百万円
その他	14百万円
繰延税金資産小計	48百万円
評価性引当額	△15百万円
繰延税金資産合計	33百万円

繰延税金負債

 その他
 △1百万円

 繰延税金負債合計
 △1百万円

 繰延税金資産純額
 32百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				経営指導業務の受託 (注) 1	429	_	_
子会社	越智産業㈱	所有直接	経営指導 業務の受託	資金の借入	1,400		
」五江	越 自 庄 未 (M)	100%	業務の借入 資金の 登員の 兼任	資金の返済	400	関係会社短期借入金	1,500
				利息の支払 (注) 2	5	_	
				資金の貸付	300		_
			資金の貸付 資金の借入 役員の兼任	資金の回収	300	関係会社短期貸付金	
子会社	㈱トーソー	所有間接		利息の受取 (注) 2	0		
, 41	(PIY I	100%		資金の借入	400	関係会社短期借入金	400
				資金の返済	500		
				利息の支払 (注) 2	1		
				資金の借入	300		
子会社	(株) 松 井	所有直接 100%	資金の借入役員の兼任	資金の返済	340	関係会社短期借入金	792
				利息の支払 (注) 2	3		
				資金の貸付	200		
子会社	長豊建設㈱	設 ㈱ 所有直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収	200	関係会社短期貸付金	_
	↑↑↑↑↑↓ ★ 3な へ エズ = ť			利息の受取 (注) 2	0		

⁽注) 1. 経営指導業務の受託の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

^{2.} 市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

^{3.} 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

650円07銭 98円97銭

2. 1株当たり当期純利益金額

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(BBT)の信託財産として信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、116,100株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、116,100株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

 OCHIホールディングス株式会社

 取締役会
 御中

EY新日本有限責任監査法人

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 義 三旬

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飛 田 貴 史@

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、OCHIホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OCHIホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

 OCHIホールディングス株式会社

 取締役会

 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 義 三旬 業務執行社員 公認会計士 宮 本 義

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史 印 業務執行社員 公認会計士 飛 田 貴 史 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、OCHIホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、オンライン形式による手段も活用しながら、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

OCH | ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松本英治 印象

常勤監査等委員 藤田信一郎 ⑩

監査等委員 久留和夫印

(注) 監査等委員松本英治及び久留和夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、監督と執行の分離を進め、業務執行に係る迅速な意思決定と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。今般、取締役会の監督機能の向上と機動的な執行体制を構築する一環として、取締役と執行役員の役割および責任をより明確化するために、次の変更を行なうものであります。
 - ①執行役員の選任方法および役割を明確化するとともに、社長をはじめとする役位を、取締役に付するのではなく、執行役員に付するための変更を行なうものであります(現行定款第22条第2項の削除、変更案第26条第1項、第2項)。
 - ②取締役でない執行役員の中から社長が選任される場合があり得ることを踏まえて、株主総会または取締役会の招集権者および議長に関する規定の変更を行なうものであります(変更案第14条第1項、第2項、変更案第21条第1項、第2項)。
- (2) 事業内容の多様化に対応するために、事業目的の一部の変更を行なうものであります (変更案第3条)。
- (3) 上記変更に伴う条数の変更等を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条~第2条(条文省略)	第1条〜第2条(現行どおり)
(目 的) 第3条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。 ① 建設資材の販売 ② 住宅設備機器の販売 ③ 建設工事の請負、企画、設計、施工および監理 ④ 家庭用の電気製品、金物および日用品の販売 ⑤ 業務用の冷凍冷蔵機器、空調設備、厨房機器の販売および設置工事 ⑥ 木材の加工、製造販売	(目 的) 第3条 当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配および管理することを目的とする。 ①~8 (現行どおり)

現行定款	変 更 案
 ⑦ 電気絶縁材料、工業用電気機械器具および耐熱材料の販売 ⑧ 介護保険法に基づく居宅介護支援、訪問介護および短期入所生活介護事業(新設)(新設)(新設) ⑨ 不動産の売買、賃貸、仲介および管理 ⑩ 損害保険代理業 ⑪ 住宅瑕疵担保責任保険に関する契約の媒介または業務の取次ぎ ⑪ 前各号に附帯関連する一切の事業 	③ ガソリンスタンドおよび車両の整備 ⑩ 下水道処理施設維持管理業 ⑪ 飲食業 ⑫~⑮ (現行どおり)
第4条~第5条(条文省略)	第4条~第5条(現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第11条(条文省略)	第6条〜第11条(現行どおり)
第3章 株 主 総 会	第3章 株 主 総 会
第12条~第13条(条文省略)	第12条〜第13条(現行どおり)
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議 長となる。 <u>取締役社長に事故あるときは、取締役</u> 会においてあらかじめ定めた順序により、他の取 締役がこれに代わる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役</u> が招集し、その議長となる。
(新 設)	2 前項の取締役に事故等差し支えがあるときは、 取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に より、他の取締役がこれに代わる。
第15条~第17条(条文省略)	第15条~第17条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条~第20条(条文省略)	第18条~第20条(現行どおり)
(取締役会) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合	(取締役会) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合

現行定款	変 更 案
を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長に事故</u> あるときは、取締役会 <u>において</u> あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定め <u>た取締役</u> が招集し、その議長となる。 2 前項の取締役に事故等差し支えがあるときは、 取締役会 <u>の決議をもって</u> あらかじめ定めた順序に より、他の取締役がこれに代わる。
3~5 (条文省略)	3~5 (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名	(代表取締役) 第22条(現行どおり) (削 除)
を選定し、必要に応じてその他の役付取締役若干 名を選定することができる。	
第23条~第25条(条文省略)	第23条〜第25条(現行どおり)
(新 設)	(執行役員) 第26条 取締役会は、その決議によって執行役員を 選任し、当会社の業務を分担して執行させること ができる。 2 取締役会は、その決議によって執行役員の中か ら社長執行役員を選定するほか、役付執行役員を 選定することができる。
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第 <u>26</u> 条~第 <u>28</u> 条(条文省略)	第 <u>27</u> 条~第 <u>29</u> 条(現行どおり)
第6章 計 算	第6章 計 算
第 <u>29</u> 条~第 <u>32</u> 条(条文省略)	第 <u>30</u> 条〜第 <u>33</u> 条(現行どおり)
附則	附則
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)
以上	以上

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

候補者番号	氏	名	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	*************************************	みちひろ 通広	代表取締役社長社長執行役員	再任
2	*************************************	みちのぶ 通信	取締役執行役員木材・建材部長	再任
3	*	としま 利夫	取締役執行役員人事部長	再任
4	土生	きょふみ 清文	取締役執行役員総合管理部長	再任
5	え 江藤	ひろし 洋	取締役	再任 社外 独立
6	やまもと 山本	とも こ 智子	取締役	再任 社外 独立

- (注) 1. 取締役候補者越智通広氏は、越智産業㈱の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社より経営指導業務を受託しております。
 - 2. 上記以外の取締役候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 江藤洋および山本智子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 江藤洋氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。また、同氏は社外取締役就任前に当社の社 外監査役であったことがあります。山本智子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - 5. 当社は江藤洋および山本智子の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が 承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額 であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により 填補することとしております。全ての取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 7. 当社は江藤洋および山本智子の両氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

候欄着 1 越智 道広

(1957年3月8日生) 所有する当社株式の数:1,371,303 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 ㈱福岡銀行入行

1987年6月 越智産業㈱入社

1989年7月 同社取締役経理部長

1991年6月 同社代表取締役社長 (現任)

2010年10月 当社代表取締役社長

2015年12月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

越智産業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

1991年から越智産業㈱の代表取締役、2010年からOCHIホールディングス㈱の代表取締役として当社グループの経営をリードし、経営者としての豊富な経験と実績、見識を有しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

候佣石 番 号

越智

通信

(1962年8月12日生)

所有する当社株式の数:81,392 株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 エッソ石油(株) (現ENEOS(株)) 入社

1990年4月 越智産業㈱入社

2006年6月 同社取締役営業統括グループ副グループ長

2007年4月 同社取締役営業統括グループ長

2009年4月 同社取締役経営企画室、内部監査室担当

2009年9月 同社取締役関係会社統括グループ、経営企画室、内部監査室担当

2010年10月 同社取締役総務グループ担当

2010年10月 当社取締役経営企画部長

2013年6月 越智産業㈱取締役業務グループ担当

2014年3月 同社取締役経営企画グループ長

2014年4月 同社取締役常務執行役員グループ会社統括(現任) 当社取締役建材事業部長

2015年12月 当社取締役執行役員建材事業部長

2018年 4 月 当社取締役執行役員木材·建材部長

2020年7月 当社取締役執行役員木材・建材部長兼エンジニアリング事業部長

2020年10月 当社取締役執行役員木材·建材部長(現任)

取締役候補者とした理由

営業部門、管理部門双方において豊富な業務経験を有しており、2014年から当社グループの中核事業である建材事業を担当しております。成長分野、成長地域における営業基盤の強化をはじめとする経営改革を着実に推し進めており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

雪 3 酒句 利夫

(1957年9月25日生)

所有する当社株式の数:5.290 株

所有する当社株式の数:1.000 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 ㈱第一勧業銀行(現㈱みずほ銀行)入行

2007年7月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱みずほ銀行)業務監査部参事役

2009年2月 越智産業㈱入社

2009年7月 同社執行役員人事・総務グループ長

2010年10月 同社執行役員人事グループ長

2010年10月 当社取締役人事部長

2013年6月 越智産業㈱取締役人事グループ長(現任)

2014年4月 当社取締役人事・総務部長

2015年6月 当社取締役人事部長

2015年12月 当社取締役執行役員人事·総務部長 2018年8月 当社取締役執行役員人事部長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来、人事・総務部門を担当し、人事諸制度の設計と労務管理の充実、人材開発を推進しており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。なお、金融機関における海外勤務経験を有しております。

候補者 4 土生 清文

(1958年2月16日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 ㈱福岡銀行入行

2008年6月 同行監査部長

2010年4月 同行リスク管理部長

2011年4月 同行常勤監査役

2015年6月 当社取締役経営企画部長

2015年12月 当社取締役執行役員経営企画部長

2016年6月 越智産業㈱監査役

2019年6月 同社取締役

2021年4月 同社取締役リスク管理グループ長(現任) 2021年4月 当社取締役執行役員総合管理部長(現任)

取締役候補者とした理由

金融機関において国内営業、海外勤務を含む市場・国際業務、および監査・リスク管理業務を経験しております。当社入社後は経営企画部長、総合管理部長を歴任し、グループのガバナンス強化、管理部門の統括等に携わっており、当社の持続的な企業価値の向上を実現するにあたり、取締役として適任であると判断いたします。

爆補着 5 江藤 洋

(1949年10月5日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社 外 独 立

1974年 4 月 南九州コカ・コーラボトリング㈱(現コカ・コーラボトラーズジャパン㈱)入社

1991年8月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所

2007年6月 トーマツコンサルティング(福岡)㈱代表取締役社長

2009年10月 トーマツコンサルティング㈱西日本代表取締役社長

2010年10月 デロイトトーマツコンサルティング(㈱専務執行役員西日本オフィス統括パートナー

2012年2月 江藤中小企業診断士事務所開設 (現任)

2014年6月 当社社外監査役

2016年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

江藤中小企業診断士事務所所長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

監査、企業コンサルティングの分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

候補者番号





(1954年1月1日生)

所有する当社株式の数: 0 株

所有する当社株式の数: 0 株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社 外

1981年4月 弁護士登録 坂□法律事務所入所

1984年 1 月 坂口・山本法律事務所開設

独立 1995年4月 山本法律事務所開設

2016年6月 ㈱九州リースサービス社外監査役 (現任)

2018年6月 当社社外取締役 (現任)

2020年 4 月 TMI総合法律事務所福岡オフィス カウンセル (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として企業法務、M&Aに精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。なお、直接経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現任監査等委員である取締役3名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である 取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏	名	当社における現在の地位および担当	候補者属性
1	まつもと 松本	えい じ 英治	取締役常勤監査等委員	再任社外独立
2	De Zes 久留	かずお和夫	取締役監査等委員	再任社外独立
3	演田	弥 重		新任社外独立

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 松本英治、久留和夫および濵田弥亜の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 松本英治および久留和夫の両氏の監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。また、両氏は監査等委員である社外取締役就任前に当社の社外監査役であったことがあります。
 - 4. 松本英治氏は、特定関係事業者である㈱福岡銀行において、2013年6月まで勤務しておりました。同行における地位および担当については、55頁の略歴欄に記載のとおりであります。
 - 5. 当社は松本英治および久留和夫の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合は、契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 - 6. 当社は濵田弥亜氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 - 8. 当社は松本英治および久留和夫の両氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 - 9. 当社は濵田弥亜氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

本が本

英治

(1958年6月12日生)

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社 外

1982年 4 月 ㈱福岡銀行入行 2010年 4 月 同行監査部長

独立

2012年 4 月 同行融資統括部長

2012年4月 四11 職員稅拾部技

2013年4月 同行融資統括部主任調査役(ふくおか債権回収㈱出向)

2013年6月 ふくおか債権回収㈱代表取締役社長

2018年 4 月 同社顧問

2018年6月 当社社外監査役

2019年6月 越智産業㈱監査役(現任)

2019年6月 当社社外取締役 常勤監査等委員 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

金融機関における融資、監査業務および債権回収会社の代表取締役としての経験から、金融および会社経営に関する幅広い見識を有しており、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監査・監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

候補者番 号

2 久留

和夫

(1950年3月6日生)

1977年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)福岡事務所入所

所有する当社株式の数: 0 株

所有する当社株式の数: 0 株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社 外

1981年8月 公認会計十登録

独立

1991年5月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 社員

2014年7月 久留公認会計士事務所開設 (現任)

2016年6月 当社社外監査役

2018年6月 日本タングステン(㈱社外取締役 監査等委員 (現任)

2019年6月 当社社外取締役 監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

久留公認会計士事務所所長

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたり監査業務に従事し、財務および会計における高度な専門性を有しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監査・監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。なお、直接経営全般に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

候補者 **3**番 号 **3**

演出



(1981年1月31日生)

所有する当社株式の数: 0 株

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

社 外 独 立

2004年12月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所

2009年2月 公認会計士登録

2017年10月 濵田弥亜公認会計士事務所開設 (現任)

2018年 1 月 税理士登録

2018年 1 月 濵田弥亜税理士事務所開設

2019年2月 ㈱ビジネスタイズ代表取締役 (現任)

2019年6月 税理士法人マインド・アーキテクト代表社員(現任)

重要な兼職の状況

濵田弥亜公認会計士事務所所長

㈱ビジネスタイズ代表取締役

税理士法人マインド・アーキテクト代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として、財務および会計における高度な専門性を有しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監査・監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけるものと判断いたします。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選仟の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。





(1956年11月3日生)

所有する当社株式の数: 0 株

社 外

略歴および重要な兼職の状況

独立

1982年10月 新和監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 東京中央事務所入所

1986年 7 月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)福岡事務所入所

1986年9月 公認会計士登録

1995年6月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 社員

2016年10月 柴田公認会計士事務所開設 (現任)

2019年6月 ㈱ピエトロ常勤監査役 (現任)

重要な兼職の状況

柴田公認会計士事務所所長

㈱ピエトロ常勤監査役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として、財務および会計における高度な専門性を有しており、取締役の職務の執行に対して客観的な立場から監査・監督いただけるものと判断いたします。なお、直接経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者柴田良智氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 柴田良智氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 柴田良智氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。柴田良智氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 - 5. 柴田良智氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を㈱東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠再設 定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、2016年6月28日開催の第6期定時株主総会において取締役(社外取締役を除く。)および執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)の導入についてご承認いただき、その後、監査等委員会設置会社への移行に伴い、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下断りがない限り、同じとします。)および執行役員(以下、「取締役等」といいます。)を対象とした本制度の導入について改めてご承認をいただき(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)今日に至っておりますが、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)が2021年3月1日に施行されたことに伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠に代えて、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠を改めて設定する旨のご承認をお願いするものであります。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針(事業報告〔本招集ご通知17頁から18頁〕をご参照ください。)とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2019年6月25日開催の第9期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額(年額150百万円以内(うち社外取締役分は年額15百万円以内)。ただし、使用人給与は含みません。)とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

本議案につきましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。 なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。

2. 本制度に係る報酬等の額および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役は除く。)および執行役員

(3) 信託金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの5事業

年度(以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)および2021年4月1日より開始した事業年度を含むその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、当初対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行なうための株式の取得資金として、120百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初対象期間に関して当社株式116.800株を取得しております。

なお、当社は各対象期間に関し、本制度が終了するまでの間、120百万円を上限として追加拠出を行ないます。ただし、係る追加拠出を行なう場合において、当該追加拠出を行なおうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり17,200ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は86,000株となります。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は10,000ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は7,200ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行ないます。)。

下記(6)の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)。

(6) 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行なうことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規則に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行なうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在

任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

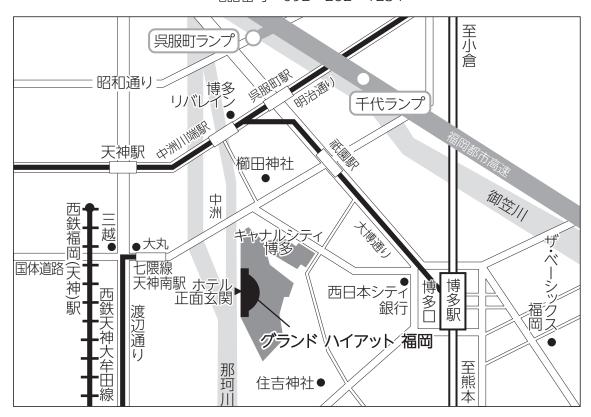
取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行なわれた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行ないます。)を基礎とします。また、役員株式給付規則の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

以上

〈メーモー欄〉	

株主総会会場ご案内図

会場 グランド ハイアット 福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム 福岡市博多区住吉一丁目2番82号 電話番号 092-282-1234



- ・ 福岡空港…………車で約15分
- 西鉄福岡(天神)駅…徒歩約15分
- 地下鉄中洲川端駅……徒歩約10分
- JR博多駅············徒歩約10分



